

困った!...になる前に 「クレジットカード」利用のポイント

CREDIT CARD
POINT 01

リポ払いは、要注意!

購入した内容を把握し、できるだけ支払い終わってから、次の買い物をするよう、計画的な利用を。

CREDIT CARD
POINT 02

口座からの引き落とし日には、必ず引き落とし可能額を入金しておきましょう。

“引き落としができない=支払いをしない”ことになり今後、新しいカードや車、家などのローンを組もうとしても審査が通らないことになりかねません。自分の信用情報に記録が残らないよう注意しましょう。

CREDIT CARD
POINT 03

カード利用明細や領収書類は、保管しておきましょう。

請求書が届いたらすぐに内容を確認し、利用した覚えがない請求があれば、信販会社へ連絡しましょう。

CREDIT CARD
POINT 04

使い過ぎには注意。 収入・支出の見直し、生活のやりくりを再考しましょう。

カードを利用して返済できなくなった場合に、他のクレジットカードや消費者金融から借金をして返済することは多重債務につながる可能性があります。

CREDIT CARD
POINT 05

クレジットカードは、絶対に貸し借りしてはいけません。

もし、紛失・盗難された場合は、すぐに警察と信販会社へ連絡を。

しっかり
「確認する」ことが
重要です!



参考 ・経済産業省HP～キャッシュレスに関する説明資料等 https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/cashless/cashless_documents/index.html
 ・第42回インターネット消費者取引連絡会(2021年9月28日)消費者庁 参考資料「キャッシュレス決済の現状と消費者問題に係る実態調査について」
 ・経済産業省商務情報政策局商務・サービスグループキャッシュレス推進室『キャッシュレス関連用語集』
 ・消費者庁「2月(確報)店頭購入及びキャッシュレス決済に関する意識調査結果」(令和4年3月16日)
 ・(独)国民生活センター『国民生活』(2022年6月～2023年3月「多様化・重層化するキャッシュレス決済」第1回～第10回山本正行)
 ・(独)国民生活センター『国民生活研究』「特集キャッシュレスの現在と未来」(第61巻第2号 2021年12月)

道民の消費生活の安定と向上のために

北海道立消費生活センター案内

北海道立消費生活センターでは、消費者トラブルに関する相談を受け付けている「消費生活相談」のほか、消費者の苦情などによる生活用品の品質や食品の安全性を確かめる「商品テスト」を行ったり、消費生活に関する消費者教育啓発講座を開催しています。また、施設見学も随時受け付けていますので、お気軽にご利用ください。

北海道立消費生活センター
相談専用電話

受付時間 平日/午前9時～午後4時30分
☎050-7505-0999

消費者ホットライン

いやや「嫌や!」泣き寝入り
☎188

お近くの消費生活
相談窓口をご案内

消費者被害防止メルマガ
消費者ほっとメール

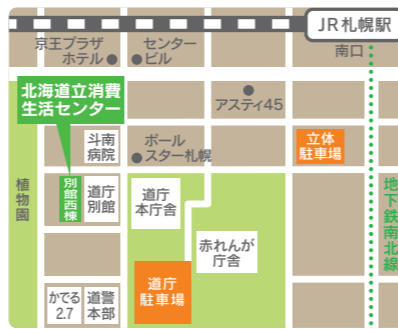
北海道のメールマガジン
発行:北海道環境生活部くらし安全局 消費者安全課

「ホットな」関連
情報配信!

編集・発行 北海道立消費生活センター (指定管理者:一般社団法人北海道消費者協会)
〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館西棟



困ったときは、ひとりで 悩まず相談しましょう!



開館時間 午前9時～午後5時
相談受付 午前9時～午後4時30分
※土日・祝日・年末年始
(12月29日～1月3日)は休館です。
アクセス J R…札幌駅南口から徒歩10分
地下鉄…南北線・東豊線「さっぽろ」駅から
徒歩10分

金融広報中央委員会の助成を受けて北海道が作成しました。

2023年3月作成

知っておきたい

キャッシュレス決済

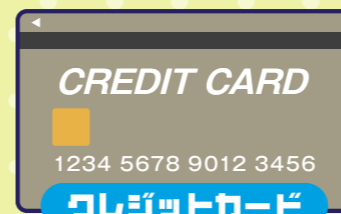


「キャッシュレス決済」とは、紙幣や硬貨などの現金を使わずにお金を払うことで、主に、デジタル化されたデータでお金のやり取りを行います。

手軽な手段ですが、悪質商法に利用されたり、複雑なくみを理解しないまま支払ったことにより、トラブルが起きることもあります。自分の生活スタイルや使用可能な環境かなどを考えて、支払い方法を選びましょう。また、他者に使われないように、セキュリティ対策もしっかりと。

どんな「キャッシュレス決済」があるの?

これまで「カード」タイプのものを使用する決済が主流でした。代表的なもので説明しましょう。



CREDIT CARD
1234 5678 9012 3456
クレジットカード



IC
電子マネー/プリペイドカード
様々な会社が独自に発行している電子のお金。主にスーパーやコンビニ、交通機関の利用時、改札機を通過する時に、タッチしてお金を支払います。プラスチックのカードタイプのものや、スマートフォン等に専用のアプリを入れて使えるものがあります。
※前払い式決済手段で、電磁式の場合は「電子マネー」



DEBIT CARD
1234 5678 9012 3456
デビットカード
買い物や食事代の支払いなどで提示すると、あらかじめ登録してある銀行口座から即時に引き落とされ、代金を支払うことができます。


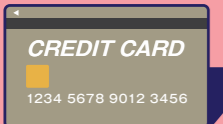



最近では、これらに加え「スマートフォン」を使った決済方法を利用する人達が急増しています。

「支払時期」でみる「カード決済」手段の種類と特徴

支払時期	決済手段	特徴
前払い (プリペイド方式)	電子マネー プリペイドカード 電子ギフト券	使い切り型: 店頭で代金を支払いカードを購入する。 チャージ型: 店頭やWebサイトで手続きしてカードを発行する。 入金された額の範囲で使用できる。 ・年齢制限や審査がなくても誰でも利用可能(一部を除く)。 ・カードにより他者に譲ったり貸したりできる。
即時払い (ジャストペイ方式)	デビットカード	・金融機関に預金口座をつくりカードを作成する。 ・口座の残高が不足すると支払いができなくなる。 ・多くは無審査で、15歳から持てる(中学生は不可)。 ・口座名義人のみ利用できる。
後払い (ポストペイ方式)	クレジットカード	・信販会社に申込みを行い、審査を受ける。 ・商品やサービスを先に受け取り、支払い日に代金が口座から引き落とされる。 ・18歳から持てる(一部を除き、高校生は不可)。 ・カード名義人のみ利用でき、他者に譲ったり貸したりできない。

北海道立消費生活センター

主な「決済手段」でみるメリット・デメリット

決済サービスの例	メリット	デメリット
 <p>コード決済 (バーコード・二次元コード)</p> <p>メルペイ LINE Pay 楽天ペイ PayPay 等</p>	<p>スマートフォンがあればカードなどを取り出さなくても利用できる。</p> <p>チャージ(前払い)、クレジット(後払い)のどちらも利用できる。</p>	<p>充電していないと使用できない。</p> <p>(災害時や通信障害の時には、使えない場合がある)</p> <p>不正利用の被害にあったとき、補償がつけられるかどうか確認する必要がある。</p>
 <p>クレジットカード</p> <p>VISA Mastercard JCB 等</p>	<p>店舗だけでなく、インターネットなどでも幅広く使用可能。</p> <p>利用できる店舗が多い。</p>	<p>後払い方式なので、使いすぎに注意が必要。</p> <p>一括払いを除き、手数料がかかる。</p>
 <p>電子マネー</p> <p>交通系 Suica kitaca SAPICA 等</p> <p>流通系 楽天Edy WAON 等</p>	<p>切符の代わりとして使用できる。</p> <p>利用可能な店舗が増加。事前にチャージが必要なので、使い過ぎを防げる。</p>	<p>事前にチャージする必要がある。</p> <p>入金したお金は基本的に戻らない。</p> <p>無くした時、補償が受けられるかどうか、確認する必要がある。</p>
 <p>デビットカード</p> <p>ブランドデビット方式 国際カード・VISA ※ ・Mastercard ・JCB</p> <p>ジェイデビット方式 銀行及び 電子決済等代行業者</p>	<p>銀行口座の残高で直接支払いができ、使い過ぎることがない。</p> <p>世界規模で広く利用でき、店舗でもインターネットでも対応できる。</p>	<p>海外では広く利用されているが、日本ではまだ利用者が少ない。</p> <p>一部の銀行では、まだジェイデビットに対応していないところもある。</p>
 <p>キャリア決済</p> <p>d払い auかんたん決済 ソフトバンクまとめて支払い 楽天モバイルキャリア決済</p>	<p>スマートフォンなどで利用したコンテンツ利用料などを通信・通話料金と合わせて支払うことができる。</p>	<p>後払い方式となっているので、使いすぎに注意が必要。</p> <p>クレジットカード払いで支払うことが出来る等、支払い方法が複雑化している場合もある。</p>

※2022年4月現在、日本では、VISA、Mastercard、JCBのみ。
※消費者庁「第42回インターネット消費者取引連絡会(2021年9月28日)」

参考資料「キャッシュレス決済の現状と消費者問題に係わる実態調査について」より
「キャッシュレス決済」について、①クレジットカード決済、②ブランドデビットカード決済、③国際ブランド付プリペイドカード決済、④QRコード決済、⑤キャリア決済、⑥サーバ型電子マネー、⑦立替払い型の後払い決済サービスと分類している。

スマートコオン決済 (スマホ決済)



割引クーポンやポイント、キャッシュバックなどが受けられるため、スマホ決済の利用が増加しています。

あらかじめ、決済用アプリをダウンロードしておきます。さらにクレジットカードや電子マネー、銀行口座などを決済アプリに登録しておくことにより、専用端末にタッチ、専用アプリでバーコードや二次元コードを読み取ることにより、支払うことができます。

また、毎月の通信料と一緒に、代金を支払うことができる、キャリア決済という仕組みを利用することもできます。

登録時の審査が不要で、簡単に始められるので便利ですが、つい使い過ぎてしまったり、セキュリティ対策が十分でないとアカウントの乗っ取りなど第三者に不正利用されたりする危険もあるので、十分に注意しましょう。

また、規約などをしっかり読んで利用しているサービス内容をよく理解しておきましょう。他者に不正利用されないためにIDやパスワードなどを設定している場合には、そのIDやパスワードは必ず控えておき、スマホとは別のところで保管しておきましょう

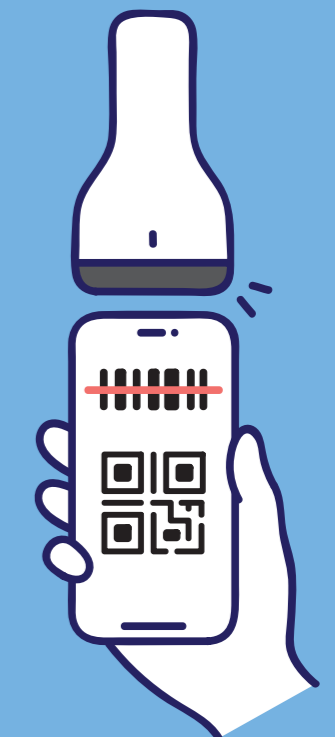
なお、通信障害などで一時的に利用できなくなる場合があります。

コード決済の店舗での支払い方法



顧客が店舗に表示(掲示)されたコードを読み取る方式

MPM
(Merchant presented Mode)
店舗提示型



店員が顧客のスマホ上に表示されたコードを読み取る方式

CPM
(Consumer Presented Model)
消費者提示型

困った!…になる前に 「キャッシュレス決済」利用のポイント

「計画的に利用」を心がけて!



CASHLESS

POINT 01

常に利用した料金を把握すること

「お金」を使った実感がなくなり、使い過ぎてしまいます。家計簿アプリを利用するなど、お金の流れを把握しましょう。

CASHLESS

POINT 02

支払う金額を決めてから使うこと

自分の収入と支出を考え、いくらまで利用できるのかを考えましょう。

CASHLESS

POINT 03

甘い言葉に要注意

「今、入会すると無料」、「ポイント還元」等のサービスにつられて安易にカードを作ったり、決済アプリの登録をしないけません。メリット・デメリットの両方を理解し、自分の生活にあったものを選びましょう。

CASHLESS

POINT 04

「アクセプタンス・マーク」を見て、どのキャッシュレス決済が使えるか、確認しよう。

キャッシュレス決済が使えるお店の多くは、「アクセプタンス・マーク」とよばれる、使用可能なブランドを示す画像を店頭やレジに表示しています。また、発行会社のホームページやアプリでも使えるお店を紹介しているので、外出先でも探すことができます。

CASHLESS

POINT 05

「キャッシュレス決済」も、使用できる上限額があります。

電子マネーは、チャージの上限額、クレジットカードやデビットカードは利用限度額が発行会社ごとに設定されており、その範囲での利用となります。

CASHLESS

POINT 06

利用履歴や領収書類は、必ず保管しておくこと

紙に印字されているものだけでなく、web上にある利用履歴もふくめ、利用した内容、どこでどんな決済方法を利用したのかを必ずチェックし、証拠が残るようにしておきましょう。不正に利用されている場合に補償されるかどうかの交渉をするためにも、証拠が必要になる場合があります。



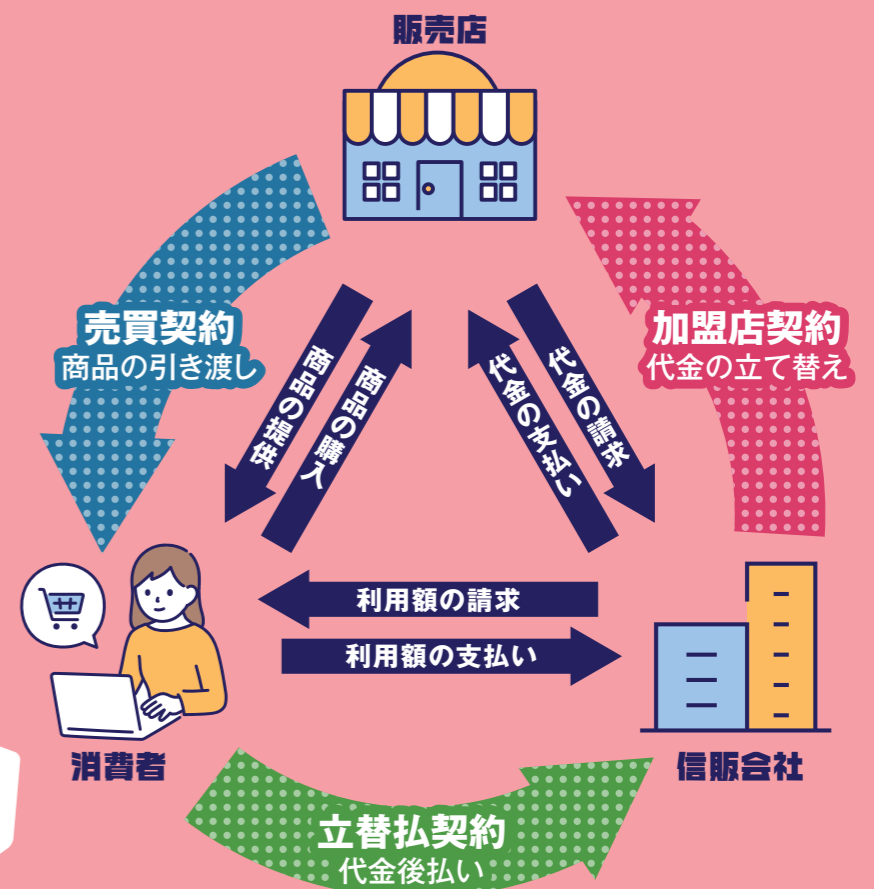
クレジットカード決済

クレジットカードの仕組み

クレジットとは「信用」という意味です。クレジットカードで買い物ができるのは、信販会社が利用者（消費者）を信用して、販売店へ代金を立て替え払いをし、利用者が後払いで代金を信販会社へ支払うという仕組みによるものです。クレジットカードを使うという事は、信販会社に「借金」をしているということになります。2022年4月からは、18歳から成人となったので、クレジットカードを利用することも可能となりますが、一部を除き、高校生はまだカードを作ることはできません。また、クレジットカードは、消費者が信販会社に申込みをしても、申込み者全員がカードを作れるわけではありません。申込み者の収入やこれまでの支払い状況などについて審査が行われ、その審査に通らなければカードを発行してもらうことはできません。

クレジットカードは「三者間契約」

クレジットカードを発行する信販会社、その加盟店である販売店、そして、クレジットカードを利用する消費者の三者による契約関係で成り立っています。



クレジットカード利用分の返済方法



返済方法は、「一括払い」、「ボーナス一括払い」、「分割払い」、「リボ払い(リボ払い)」があります。

「一括払い」と「ボーナス一括払い」の利用には、手数料はかかりませんが、「分割払い」と「リボ払い」には手数料がかかります。「分割払い」は、支払い回数が多くなればなるほど、手数料の額が高くなり、最終的な支払い総額も高額になります。

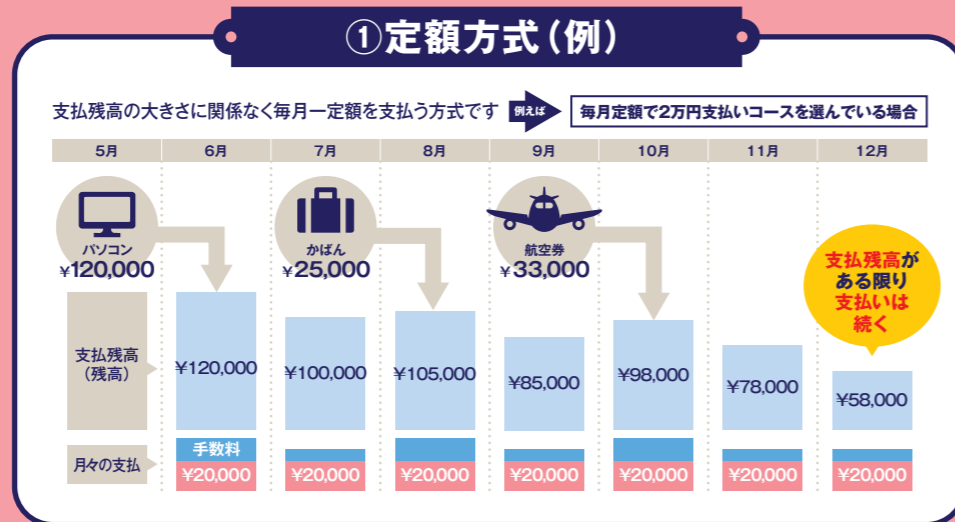
「リボ払い」は、毎月一定額を支払っていく、①定額方式と②残高スライド方式がありますが、いずれも手数料が他の返済方法よりも高くなっているため、利用するには注意が必要です。



「リボ払い(リボ払い)」はどんな仕組み?

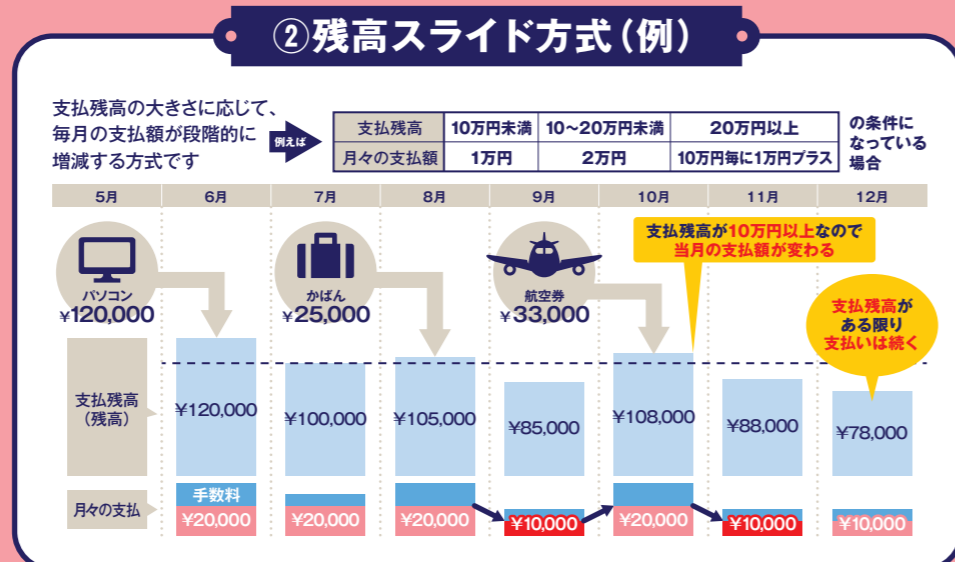
① 定額方式

支払残高にかかわらず、あらかじめ毎月の返済額を一定額に決めておき手数料とともに支払う方式です。(一定額に手数料を含めて支払う方式もあります。)



② 残高スライド方式

支払残高の大きさに応じて、毎月の返済額が段階的に増減する方式で、月々の支払い額は、その返済額を手数料とともに支払う方式です。(一定額に手数料を含めて支払う方式もあります。)



参考 日本クレジット協会HP~リボ払いの特徴と利用上の注意~「代表的なリボ払いの方式を紹介します」
<https://www.j-credit.or.jp/customer/basis/revolving.html>

トラブルなクレジットカードを利用するために



キャッシュレス決済の中でも一番身近な「クレジットカード」を使った決済ですが、基本的なルールを知らないと、思わぬトラブルに見舞われることもあります。



問題点とトラブル対策

事例1 高額なゲーム課金(未成年者)親のクレジットカード情報を利用

預金通帳を記帳したところ、信販会社から高額請求されていることがわかった。カードの請求明細書を確認すると数カ月前からプラットフォーム事業者名で複数件決済され、総額100万円近くにもなっていた。中学生の息子が、親に無断でクレジットカード情報を自分の端末に登録し、オンラインゲームに課金していたようだ。

事例の利用者は未成年者です。中学生なので、課金してアイテムなどを購入している認識はあったかもしれませんが、クレジットカードの利用のルールについては、知らなかったようです。クレジットカードは、本来、会員である本人しか利用は許されていません。会員は、信販会社から貸与されているクレジットカードを他者が利用しないよう、管理する責任があります。クレジットカードの利用のルールについては、未成年者のうちから知っておいたほうがよいでしょう。



事例2 高額な残債の理由は、リボ払いによるものだった

高齢になり、クレジットカードを整理するため、信販会社に解約を申し出た。

日用品などの購入に利用しており、高額なものは購入していないが、月2万円程度を支払っていた。カードは切って破棄すればよいと言われたが、残債がまだ約50万円近くあるという。リボ払いにしていたからと説明されたが、こんなに利用した覚えがない。

問題点とトラブル対策

事例はリボ払いの利用が、たび重なったことで手数料が高額になり、返済すべき金額も高額になったものです。分割払いも回数が多くなるほど、高い手数料を請求されることになるので、契約する前に、総額や支払い期間を確認しましょう。

また、リボ払いでは、毎月の支払額がほとんど変化しないことにより、買い物を重ねるうちに、毎月の支払額が手数料分の支払いにあてられる割合が多くなり、結果的に事例のように残債が高額になってしまうこともあるので、注意が必要です。

最近では、最初から返済方法がリボ払いに設定されているケースもあります。どのような返済方法が自分の生活にあっているのか、事前によく検討しましょう。

